

レシップグループ
グリーン調達ガイドライン
第 7 版

2025 年 2 月 17 日

LECIP レシップ株式会社

1. はじめに

日頃は、レシップグループの調達活動に多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

レシップグループでは「省エネルギー、地球環境対応、セキュリティ強化を通じて、快適な日常を実現するための製品・サービスを社会に提供する」という経営理念のもと、日々の事業活動に取り組んでおります。

近年は、お客様の商品や企業に対する意識も変化してきており、企業に期待される社会的責任として、CO₂削減、化学物質による人や環境への影響低減といった環境課題への取り組みが不可欠となっています。

社会全体の持続的な発展を考えた時、当グループの活動はもとより、課題を共有して、目標達成に向けた取り組みを行っていただける仕入先様との連携が必要不可欠となります。

今後とも、皆様との良好なパートナーシップのもと、より一層の環境対応に努めてまいりたいと考えておりますので、さらなるご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

レシップグループ品質管理責任者

レシップグループ環境管理責任者

レシップホールディングス株式会社

常務執行役員（品質担当）

田中 徹

レシップ株式会社

製造本部調達部長

武山 哲也

2. レシップグループの環境方針

■基本方針

私たちレシップは、社会の一員として21世紀にふさわしい循環型社会を創りあげていくために、地球環境に適合した魅力溢れる製品とサービスを生み出していくとともに、地域・社会との共生を図りながら、継続して環境保護に努めていきます。

■行動方針

1. 環境に関わる法令・規則を遵守し、具体的な環境目的・目標を設定し、実行してレビューすることを通じ、環境保護と汚染予防に継続的に取り組みます。
2. 社員全員が会社の環境に対する活動理念を共有し、一人ひとりが自らの日常業務と環境との関係を深く理解して行動に結び付けられるよう、周知・啓発を行います。
3. 環境保護に関わる地域住民や取引先の活動に対して協力・連携していくとともに、当社の環境への取り組みを積極的に公開します。

3. 仕入先様への依頼事項

レシップグループでは地球環境にやさしい、クリーンで安全な製品をお客様に提供するために「グリーン調達」を推進しています。

製品を構成する部品・資材や製造過程で使用する副資材、梱包等などについては、省資源化、再資源化、分解処理の容易性、省エネルギー性能などを考慮するとともに、化学物質による人体や環境への影響が少ないものを使用していく必要があります。

仕入先様におかれましては、レシップグループに納入いただく製品、部品や副資材などについて、以下の対応をお願いいたします。

- (1) 環境に関する法令の遵守
- (2) 使用禁止物質の非含有の徹底
- (3) 含有化学物質情報の開示
- (4) お客様要求事項への対応
- (5) 環境マネジメントシステムの構築

(1) 環境に関する法令の遵守

仕入先様の事業活動において、製品含有化学物質に関する日本の法令の遵守を要求します。

(2) 使用禁止物質の非含有の徹底

レシップグループに納入いただく製品、部品等につきまして、以下の法令等で禁止されている化学物質の非含有を要求します。

a) RoHS 指令 (Directive 2011/65/EU) の附属書 II に記載されている物質

< 参考 URL >

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02011L0065-20250101>

参考情報：RoHS 指令の附属書 II を置き換える官報 (Directive (EU) 2015/863)

< 参考 URL > <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32015L0863>

b) ELV 指令 (Directive 2000/53/EC) の規制物質

< 参考 URL >

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02000L0053-20230330>

c) REACH 規則 (Regulation (EC) No 1907/2006)の制限対象物質及び認可対象物質

制限対象物質：REACH 規則の付属書 X VII に記載されている物質

認可対象物質：REACH 規則の付属書 X IV に記載されている物質

< 参考 URL >

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02006R1907-20241010>

d) POPs 規則 (Regulation (EU) 2019/1021)の附属書 I に記載されている物質

< 参考 URL >

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02019R1021-20241017>

- e) TSCA（米国：有害物質規制法）第 6 条で規制されている使用禁止または制限の対象物質

< 参考 URL >

<https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/regulation-chemicals-under-section-6a-toxic-substances>

- f) 自動車業界共通の管理化学物質リスト GADSL（Global Automotive Declarable Substance List）で使用禁止とされている化学物質

< 参考 URL > <http://www.gadsl.org/>

- g) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の第一種特定化学物質
h) 毒物及び劇物取締法（毒劇法）の特定毒物
i) 労働安全衛生法（安衛法）の製造禁止物質

なお、参考 URL につきましては、本ガイドライン発行時点での情報となります。

該当する法令、規則、指令については、適宜、最新の情報を確認いただくようお願いします。

（3）含有化学物質情報の開示

レシップグループ製品の納入先企業である多くの自動車メーカー様では、使用禁止物質の非含有以外に、管理対象物質の含有量の報告が求められています。

レシップグループでは、自動車業界向け材料データベースである IMDS (International Material Data System)による製品含有化学物質情報の管理を実施しています。

当グループに納入いただく製品、部品のうち、当社が指定する製品、部品については、IMDS 入力または一般社団法人日本自動車部品工業会が整備した JAPIA 統一データシート（JAPIA シート）による製品含有化学物質情報を提出くださるようお願いいたします。

(4) お客様要求事項への対応

レシップグループ製品の納入先企業様から独自の環境要求を受けた場合、追加の環境対応や含有化学物質調査への協力、特定の化学物質に対する不使用宣言書の提出などをお願いすることがあります。

対応が必要になった場合には、当グループより依頼いたしますので、ご協力をお願いいたします。

(5) 環境マネジメントシステムの構築

a) ISO14001 等の外部認証取得状況の報告

ISO14001 の認証取得につきましては必須ではありませんが、環境保全活動に積極的に取り組んでおられる仕入先様とのパートナーシップを強化するため、認証取得状況をご連絡願います。また、エコアクション21などの他の環境認証を登録されている仕入先様につきましても、同様に取得状況をご連絡願います。(別紙1参照)

b) 環境負荷物質管理体制の構築

仕入先様（製造元を含む）における環境負荷物質の管理の徹底を図るため、以下の対応をお願いいたします。

- 1) 製品含有化学物質管理における責任と権限を社内規定等で明確にしてください。
- 2) 製品含有化学物質に関し、遵守すべき管理基準を明確にし、関連部門に周知してください。
- 3) 購入品の含有化学物質情報を入手し、管理基準に適合していることを確認してください。
- 4) 製品含有化学物質管理に関するルールを文書化し、維持・管理してください。また、運用の結果の記録について、適切に作成・保管してください。

c) 環境監査

レシップグループ製品の納入先企業様より、仕入先様における環境保証体制の整備・確保について対応を求められておりますので、必要に応じて、仕入先様の環境監査を実施させていただくことがあります。

【別紙】

別紙 1 : ISO14001 外部認証取得状況調査書

以上

ISO14001 外部認証取得状況調査書

作成日： 年 月 日

貴社名	
所在地	
管理部署・責任者	
担当者 氏名	
メールアドレス	
電話番号	

ISO14001 認証取得状況

取得状況・計画	取得年月日 取得予定年月日	登録認証機関	認証登録番号
認証取得済			
認証取得予定			
認証取得予定なし			
エコアクション 21 など 他の環境認証取得済			

受領確認	受領

改正履歴

改正日	改正	主な改正条項	改正内容
2007.4.23	初版		新規制定
2025.2.17	7 版	語句の見直し	・「お取引先様」→「仕入先様」
		使用禁止物質の見直し	・ REACH 規則に関わる使用禁止物質について、SVHC（認可対象候補物質）から制限対象物質及び認可対象物質に変更した。 ・ TSCA に関わる使用禁止物質について、PBT 物質から TSCA 第 6 条で規制されている使用禁止または制限の対象物質に変更した。
		参照 URL	・ 最新の情報に反映した。